

松島町固定資産評価替に伴う路線価等メンテナンス業務委託

仕 様 書

第一章 総 則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、松島町（以下「発注者」とする）が実施する「松島町固定資産評価替に伴う路線価等メンテナンス業務委託」に適用するものとする。

(目的)

第2条 本特記仕様書は、松島町の固定資産税業務における公平かつ適正な課税を期する為、土地家屋管理から評価業務に至る総合的基礎資料を作成するのに必要な事項を定めるものとする。

(準拠法規)

第3条 本業務は、本特記仕様書による他、次に掲げる各種関係法規に準拠し、実施するものとする。

- (1) 地方税法
- (2) 地価公示法
- (3) 固定資産評価基準
- (4) 不動産登記法
- (5) 松島町個人情報保護条例
- (6) 松島町財務規則
- (7) その他関係法令・規則・通達等

(業務計画書)

第4条 受注者は、納期・工期及び地域の状況を考慮して適切な作業班を編成し、それにより各工程の細部計画を立案し、着手届・工程表・主任技術者届・業務実施計画書等を業務の着手時に発注者に提出し承認を受けるものとする。

なお、本業務の性格上、業務を統括する主任技術者は十分な実務経験を有する者を定め、松島町の方針及び目的を十分理解した上で業務計画を立案し、適切な人員配置により業務目的に合致した的確な成果の納入を求めることから、過去5年以内に地方公共団体が発注した同種業務の実績を有する自社在籍の技術者を主任技術者として配置するものとする。同種業務とは「固定資産評価替えに伴う基礎資料修正（土地・家屋・画地）業務、経年異動家屋判読調査業務、土地評価業務、固定資産管理システム管理業務を一体的に実施した業務」とする。

また、本業務は地理情報システムを活用した高度な作業、及び多くの個人情報を取り扱う作業を含んでいることから、担当技術者は以下の資格を有する者を配置すること。

- ・空間情報総括監理技術者
- ・個人情報保護士

(土地の立入等)

第5条 受注者は、本業務を実施するため、国・公有又は私有の土地に立入る場合は、あらかじめ担当職員に報告するとともに受注者の責任において関係者と綿密且つ充分なる協議を保ち、円滑な調査を期さなければならない。

2. 受注者は、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを指示するものとする。

(損害賠償責任)

第6条 受注者は、本業務実施中に生じた諸事故に対して、一切の責任を負い、発注者に事故発生原因、経過、被害の内容を遅滞なく報告するものとする。また、損害賠償の請求があった場合、その一切について受注者が処理するものとする。

(資料の貸与及び返還)

第7条 発注者は、本業務遂行上必要な図面及びその他関係資料等を受注者に貸与するものとする。また、受注者は貸与された関係資料等は、本業務完了後直ちに発注者に返却するものとする。

(成果の提出)

第8条 発注者は、本業務の完了後直ちに別に定める成果品を業務完了届・成果品納品書とともに提出するものとする。また成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承認を受けないで他に、公表貸与・使用等してはならない。

(検査)

第9条 発注者は、業務の遂行にあたり、作業の進捗状況を発注者に報告するとともに、発注者の申し出により随時検査を受けなければならない。

2. 受注者は、完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品並びに関係資料等を備えておくものとし、主任技術者が立会いの上、検査を受けるものとする。

(成果品の帰属・訂正)

第10条 成果品は、全て発注者の所有とし、発注者の承認を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。

2. 成果品の完納後においても、内容に誤りや不備不良な点が発見された場合は、受注者の責任において、速やかに補足・訂正しなければならない。

(成果品の保管)

第11条 受注者は、本業務で得られた成果品及び成果に付属する資料に関して、第10条2項により一定期間保存しなければならない。保管期間は、発注者・受注者協議の上定めるものとする。

(疑義)

第12条 発注者は、本業務の実施にあたり、本特記仕様書に明示なき事項、疑義を生じた場合には、監督職員と協議の上、監督員の指示に従うものとし、その時期を失して手戻り等にならないように注意するものとする。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第13条 受注者は、本業務で得られた成果品及び成果にこの契約による業務において発注者の情報資産の安全性を確保するものとし、その義務と責任を果たすために既に「プライバシーマーク」及び「情報セキュリティマネジメントシステム」(ISMS)を作業拠点にて取得し、適切な情報セキュリティ管理システムの構築及びその維持管理体制を確立していなければならない。

2. 受注者は、契約締結時に発注者に上記認証を証明する書面を提出するものとする。

(説明責任)

第14条 受注者は、本業務の成果品及び成果品作成のための経緯の全てについて、発注者に対する説明責任を負うものとする。

2. 受注者は、契約期間終了後であっても、発注者から説明を求められた時には、対応しなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この仕様による事務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、松島町個人情報保護条例に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2. 受注者は、この仕様による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 受注者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの仕様による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

4. 受注者は、この仕様による事務に係る個人情報の漏洩、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

5. 受注者は、この仕様による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

6. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この仕様による事務に関して知り得た個人情報は当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。
7. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この仕様による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
8. 受注者は、この仕様による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者へ引き渡してはならない。また、発注者の特別の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。
9. 受注者は、この仕様による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡し、若しくは発注者の立会いのもと消去するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
10. 受注者は、前項までに違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
11. 受注者は、本業務の委託業務の締結にあたり、業務履行にかかわる情報セキュリティ事項について以下の事項について取りまとめた書面を提出すること。
 - ①業務実施における個人情報の保護・管理についての計画書について
 - ②電子データ又は資料等の受渡し事務の基本的な考え方
 - ③受渡しする電子データのセキュリティ対策について

(工期)

第16条 本業務の工期は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までとする。

第二章 業務概要

(業務概要)

第17条 本業務は、松島町の固定資産評価の適正化・公平化を図るため、各種基準・手法を整理し、固定資産各種データ及び固定資産管理システムの更新を行い、納税者への説明にも用いることが可能な、課税の根拠となる各種資料を整備することを目的とする。

なお、路線価の算出に当たり、価格形成要因及び路線価格基準表を基に、路線価算出プログラムを使用して系統的に路線価格算出を行っていることから、受注者は、評価基準の把握、過去算出路線価格の検証、算出システムの設定（算出プログラムやデータ定義、端数処理設定等）を実施し、計算結果の整合性を確認後、本業務に着手するものとする。受注者は、計算結果の整合性を確認し発注者に承認を得るまで受注者の責任においてシステム設定に応じるものとする。

また、家屋評価システムにおいては、家屋評価計算をする際に作成する図形データを固定資産管理システム（PasCAL for LGWAN 固定資産税）に取込むことで、事務処理効率化及び情報資産の有効活用を図る一元的な固定資産評価事務を行えるよう連携機能を維持するものとし、職員の事務作業軽減に向けたシステム運用体制をサポートするものとする。

（作業項目）

第18条 本業務の作業項目は、以下に示すとおりとする。

- （１）基礎資料修正
- （２）土地評価更新
- （３）土砂災害警戒区域調査
- （４）固定資産管理システム更新

※令和9・10・11年度において各作業を実施する。

（既存データの利用）

第19条 本業務にあたっては、発注者が貸与する「松島町固定資産評価替えに伴う路線価メンテナンス業務」（令和6・7・8年度実施）の成果（データ）を最大限に利用もしくはそのまま活用し、整合を図るものとする。特に土地評価・画地条件取得の算定数値及び算定方法については、前評価替え時の結果と差異のないようにすること。

- 2. 貸与するデータ形式はShapeデータ形式とし、業務遂行上他の形式に変換する必要がある場合の費用については、受注者の負担とする。
- 3. 納入するデータは、継続的な課税資料の品質を維持するためにセットアップされる固定資産管理システムの従来のデータとの整合性について確実に確保すること。

第三章 基礎資料修正（土地・家屋）

（概要）

第20条 本章は、松島町で現在保有する固定資産（土地・家屋）基礎資料を見直し、更新するものである。なお、本章における作業内容は、令和9・10・11年度業務分とする。

（作業項目）

第21条 本章における作業項目は、以下に示すとおりとする。

- （１）計画準備
- （２）地番図加除修正（令和9・10・11年度業務）
 - ①地番図加除修正計画準備
 - ②資料収集・整理
 - ③地番異動調書作成
 - ④地番図加除修正編集

- ⑤地番図加除修正データ入力
- ⑥地番図と土地課税マスタの照合
- (3) 家屋図加除修正 (令和9・10・11年度業務)
 - ①家屋図加除修正計画準備
 - ②資料収集・整理
 - ③家屋図加除修正編集
 - ④家屋図加除修正データ入力
 - ⑤家屋図と家屋課税マスタの照合
- (4) 土地・家屋経年異動判読調査 (令和11年度業務)
 - ①土地・家屋経年異動判読調査計画準備
 - ②土地経年異動判読調査
 - ③家屋経年異動判読調査
 - ④土地・家屋経年異動判読調査リスト・調査図面作成
- (5) 画地認定計測 (令和9・10・11年度業務)
 - ①画地認定計測計画準備
 - ②画地認定見直し・調査
 - ③画地条件計測
 - ④画地条件計測図及び画地条件計測一覧表作成
 - ⑤画地検証図作成
- (6) 公開データ作成 (令和9・10・11年度業務)
 - ①公開用の地番図作成
 - ②公開用の家屋図作成

(作業数量)

第22条 本章における作業数量は、以下に示すとおりとする。

- (1) 基礎資料修正 (令和9年度)
 - ①地番図加除修正 約150筆 (松島町全域/1ヵ年分)
 - ②家屋図加除修正 約140棟 (松島町全域/1ヵ年分)
 - ③画地条件計測 約80筆 (松島町全域/1ヵ年分)
- (2) 課税資料修正 (令和10年度)
 - ①地番図加除修正 約150筆 (松島町全域/1ヵ年分)
 - ②家屋図加除修正 約140棟 (松島町全域/1ヵ年分)
 - ③画地条件計測 約80筆 (松島町全域/1ヵ年分)
- (3) 課税資料修正 (令和11年度)
 - ①地番図加除修正 約150筆 (松島町全域/1ヵ年分)
 - ②家屋図加除修正 約140棟 (松島町全域/1ヵ年分)
 - ③土地経年異動判読調査 約37,000筆
 - ④家屋経年異動判読調査 約10,100棟

⑤画地認定見直し・調査

約6,800筆(市街地宅地評価法)

⑥画地条件計測

約80筆(松島町全域/1ヵ年分)

(地番図加除修正計画準備)【令和9・10・11年度】

第23条 地番図データの加除修正を行う為に必要な、工程計画等、実施にあたっての準備を行うものとする。また、後続の作業にも影響が発生しないよう配慮するものとする。

(資料収集・整理)【令和9・10・11年度】

第24条 本業務に必要な資料を収集するとともに、点検整理を行うものとする。

本業務に必要な資料は、以下に示すものとする。

- (1) 土地登記済異動通知書(令和9年1月2日～令和12年1月1日)
 - (2) 確定測量図(区画整理・民間開発等)
 - (3) 地籍図(区画整理換地後及び土地改良換地後)
 - (4) 土地課税マスタ(令和10・11・12年1月1日基準日)
 - (5) 令和7年9月撮影航空写真データ
 - (6) 最新の航空写真データ
2. 借用した資料については、以下のとおり対応するものとする。
- (1) から(3)については、受注者が複写図を作成するものとする。
 - (4) から(6)については、発注者より無償で貸与するものとする。
3. 個人情報を含むデータの授受については、LGWAN回線を利用したデータファイル転送を利用することとし、人力による運搬及びインターネット回線を利用しない手法を適用し、「情報セキュリティポリシーの遵守」、「個人情報の保護」に努めるものとする。

(地番異動調書作成)【令和9・10・11年度】

第25条 地番異動調書作成は、前条にて整理した土地登記済異動通知書を、小字単位に地番異動調書として、土地の異動内容・履歴を取りまとめるものとする。

(地番図加除修正編集)【令和9・10・11年度】

第26条 前条にて整理した土地登記済異動通知書に添付された地積測量図の公共座標成果を参照し、地番図データ上に土地の分筆・合筆等の加除編集を行うものとする。

2. 地積測量図に基づき、通常に加筆修正が困難な筆界については、写真図の地形地物を評定要素として、街区・堀・道水路・圭畔等、明瞭な地形地物と筆界が一致する範囲までの筆界を見直すものとする。
3. 地積測量図に測量された公共座標が記載されているものについて、当該公共座標を基に境界杭の正確な位置を把握し、加筆修正するものとする。
4. 区画整理・土地改良換地図・民間開発の確定測量図による面的な加筆修正にあたっては、当該図面を正確に再現するとともに、写真図の地形地物を評定要素として、街区・堀・道水路・圭畔等、明瞭な地形地物と筆界が一致する範囲までの筆界を見直すものとする。

5. 丈量測量図による線的な加筆修正にあたっては、当該図面を正確に再現するとともに、写真図の地形地物を評定要素として、街区・堀・道水路・圭畔等、明瞭な地形地物と筆界が一致する範囲までの筆界を見直すものとする。
6. 上記第4項及び第5項に基づく測量成果をSIMAフォーマット等の数値情報で受注者に提供するものについては、当該公共座標を基に正確な位置を把握し、加筆修正するものとする。

(地番図加除修正データ入力)【令和9・10・11年度】

第27条 前条で編集した編集図を基に、市町村界・隣接市町村名称・大字界・丁目界・小字界・小字名称・筆界・地番・長狭物名称の情報を地理情報システム（以下「GIS」という）によりデータベース化し、地番図データを作成する。なお、地番図データに取得する情報は、別に定める地番図データ入力分類表に準拠するものとする。

(地番図と土地課税マスタの照合)【令和9・10・11年度】

第28条 前条までに更新された地番図データの所在地番と発注者が所有する土地課税マスタを電算上でマッチング処理し、不一致事項が発生した場合は、不一致地番リストを作成し、発注者に報告するとともに、発注者の指示により不一致エラーを解消させるものとする。

作成する不一致リストは以下のとおりとする。

- (1) 土地課税マスタにあって地番現況図データに存在しないもの
- (2) 土地課税マスタに無く地番現況図データに存在するもの
- (3) 重複地番
- (4) 無地番地

(家屋図加除修正計画準備)【令和9・10・11年度】

第29条 家屋図データの加除修正を行う為に必要な、工程計画等、実施にあたっての準備を行うものとする。また、後続の作業にも影響が発生しないよう配慮するものとする。

(資料収集・整理)【令和9・10・11年度】

第30条 本業務に必要な資料を収集するとともに、点検整理を行うものとする。本業務に必要な資料は以下に示すものとする。

- (1) 家屋登記済通知書（令和9年1月2日～令和12年1月1日）
- (2) 家屋評価調書資料（令和9年1月2日～令和12年1月1日）
- (3) 滅失家屋資料
- (4) 家屋図修正指示書
- (5) 家屋課税マスタ（令和10・11・12年1月1日基準日）
- (6) 令和7年9月撮影航空写真データ
- (7) 最新の航空写真データ
- (8) 家屋評価システム内の家屋図データ

2. 借用した資料については、以下のとおり対応するものとする。
 - (1) から (4) については、受注者が複写図を作成するものとする。
 - (5) から (8) については、発注者より無償で貸与するものとする。
3. 個人情報を含むデータの授受については、L G W A N 回線を利用したデータファイル転送を利用することとし、人力による運搬及びインターネット回線を利用しない手法を適用し、「情報セキュリティポリシーの遵守」、「個人情報の保護」に努めるものとする。

(家屋図加除修正編集)【令和 9・10・11 年度】

第 3 1 条 家屋形状については、家屋課税マスタ及び家屋登記済通知書より位置を特定して、家屋整理番号を付与する。その際、家屋整理番号及び課税対象外家屋等の取り扱いについては、前条にて整理した資料に基づき注意の上編集を行うものとする。

家屋形状は屋根形状とし、表示内容は次の通りとする。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 建物 | 実 線 |
| (2) 堅牢建物 | 太実線 |
| (3) 無壁舎・仮設建物 | 破 線 |
| (4) 建設中（完成後の建物） | (建) |

図郭を跨る家屋等の図面間接合、及び行政界に隣接する他市町村に存在する家屋形状編集等についても十分注意し編集するものとする。

また、令和 11 年度の作業は、家屋経年異動判読調査結果を使用して、家屋異動編集図を作成するものとする。

(家屋図加除修正データ入力)【令和 9・10・11 年度】

第 3 2 条 前条で作成した家屋異動編集図を基に、家屋形状・家屋整理番号等の情報を G I S によりデータベース化し、家屋図データを作成する。なお、家屋図データに取得する情報は、別に定める家屋図データ入力分類表に準じるものとする。また、発注者が家屋評価システムにおいて作成した家屋図データおよび台帳データを活用することで業務効率化を図るものとし、家屋形状等について不整合が発生した場合には、発注者・受注者協議の上、発注者の指示に従うものとする。

(家屋図と家屋課税マスタの照合)【令和 9・10・11 年度】

第 3 3 条 前条までに更新された家屋図データの家屋物件番号と発注者が所有する家屋課税マスタを電算上でマッチング処理し、不一致事項が発生した場合は、不一致家屋リストを作成し、発注者に報告するとともに、発注者の指示により不一致エラーを解消させるものとする。特に航空写真データの撮影日と家屋課税マスタとの時点の差異については、発注者の判断結果に基づき修正する。

作成する不一致リストは以下のとおりとする。

- (1) 家屋課税マスタにあって家屋現況図データに存在しないもの

(2) 家屋課税マスタに無く家屋現況図データに存在するもの

(土地・家屋経年異動判読調査計画準備)【令和11年度】

第34条 土地・家屋経年異動判読調査を行う為に必要な、工程計画等、実施にあたっての準備を行うものとする。また、後続の作業にも影響が発生しないよう配慮するものとする。

(土地経年異動判読調査)【令和11年度】

第35条 土地経年異動判読調査は、令和7年9月撮影航空写真データと発注者保有の最新の航空写真データを相互に使用して、発注者の土地課税マスタに登録される全ての筆を対象に評価地目の異動判読調査を実施し、変更箇所を抽出するものとする。

2. 判読基準は、発注者・受注者協議の上、発注者の指示に従うものとする。

3. 判読作業において、判読が困難な箇所については、発注者に報告し、その指示を受けるものとする。

4. 判読作業は、作業員を変えて2回以上実施し、判読漏れがないように留意するものとする。

(家屋経年異動判読調査)【令和11年度】

第36条 家屋経年異動判読調査は、令和7年9月撮影航空写真データと、発注者保有の最新の航空写真データを相互に使用して、下記の区分で家屋異動状況を判読調査し、変更箇所を抽出するものとする。

(1) 新築家屋 更地になっていた箇所に建築された家屋

(2) 滅失後新築家屋 建築されていた家屋を取り壊し、新たに建築した家屋

(3) 滅失家屋 建築されていた家屋がなくなったもの

(4) 増改築家屋 建築されていた家屋の一部(床面積・形状等)に変化がある家屋(一部滅失を含む)

(5) 工事中家屋 航空写真データ上で新築等工事中のもの

(6) 不明家屋 航空写真データ上で判読不可能な家屋

2. 判読作業において、判読が困難な箇所については、発注者に報告し、その指示を受けるものとする。

3. 判読作業は、作業員を変えて2回以上実施し、判読漏れがないように留意するものとする。

(土地・家屋経年異動判読調査リスト・調査図面作成)【令和11年度】

第37条 土地及び家屋異動判読調査結果を基に、異動のあった土地及び家屋を小字(字)ごとに物件番号・所在地番・異動内容・土地及び家屋課税マスタに登録される必要情報等を記載した土地・家屋経年異動判読調査リストを作成するものとする。

2. 土地及び家屋異動判読結果をもとに、異動のあった土地及び家屋について地番図データ土地家屋データに、判読結果を表示させた経年異動判読調査図を作成するものとする。

(画地認定計測計画準備)【令和9・10・11年度】

第38条 画地認定図修正を行う為に必要な資料収集を行い、画地認定・条件計測基準書及び、工程計画等を発注者・受注者協議の上作成する。なお、画地認定計測の作業対象区域は、市街地宅地評価法適用区域とする。

(画地認定見直し・調査)【令和11年度】

第39条 地番図データ及び発注者所有の土地課税マスタを用いて、土地課税マスタに登録される画地番号が同一の所在地番グループを機械的に統合処理し、画地形状及び画地番号を自動生成するものとする。作成された画地図データと地番図データを機械的に合成し、画地認定見直し用図面をカラー出力する。出力図の時点は、令和11年1月1日とする。

2. 画地認定見直し調査は、画地認定見直し用図面及び発注者所有の最新航空写真データを用いて筆の土地利用状況を調査し、画地構成の見直し及び画地の認定を行うものとする。原則として土地課税マスタに登録された一筆を一画地とするが、利用形態が複数の筆で構成されると認められるものについては、複数の筆で一画地とする。
3. 土地評価更新の評価見直し(路線の分割・統合、状況類似界の変更)に伴い発生する正面・側方・二方路線選定の変更が生じた画地についても、見直し調査対象とする。
4. 作成した画地認定案については、発注者の確認を得るものとし、発注者の承認後に画地データとして登録し、画地番号を付設するものとする。

(画地条件計測)【令和9・10・11年度】

第40条 前条にて「新たに画地認定を行った画地」、「既存の画地構成を見直した画地」及び「令和9・10・11年度土地登記異動による見直し画地」について、画地認定・条件計測基準書に従い、画地条件計測を行うものとする。

計測する項目は、以下のとおりとする。

- (1) 正面路線番号、間口、奥行、想定間口、想定奥行
 - (2) 側方路線番号、間口、奥行、想定間口、想定奥行、角地区分
 - (3) 二方路線番号、間口、奥行、想定間口、想定奥行
 - (4) 通路開設距離
 - (5) 想定整形地地積
 - (6) 画地構成地積
 - (7) 画地筆数
2. 取得した画地条件計測データについては、論理的な検証方法により最終確認を行うものとし、具体的な検証方法については、事前に発注者の承認を得るものとする。

(画地条件計測図及び画地条件計測一覧表作成)【令和9・10・11年度】

第41条 前条までに取得した画地図データと画地条件計測データを基に、画地条件計測図と画地条件計測一覧表を作成するものとする。作成様式については、発注者・受注者協議の上、決定するものとする。

(画地検証図作成)【令和11年度】

第42条 画地検証図作成は、地番図データ及び画地図データ、土地課税マスタを活用し、画地計算法を適用している各筆の適用路線番号および、正面路線価と側方・二方路線価の価格逆転等を検証するための資料を作成するものとする。

2. 画地検証図は、地番図を背景として、画地形状、路線形状、適用路線情報等を表示して作成するものとする。あわせて各筆の所在地番、画地番号、地目、所有者、適用路線番号等を表示した一覧表として取り纏めて発注者に提出するものとする。

(公開用の地番図作成)【令和9・10・11年度】

第43条 前条までに修正した地番図加除修正済みデータを基に、各種情報を整理した地番図データを作成するものとする。作成様式については、発注者・受注者協議の上、決定するものとする。

(公開用の家屋図作成)【令和9・10・11年度】

第44条 前条までに修正した家屋図加除済みデータを基に、各種情報を整理した家屋図データを作成するものとする。作成様式については、発注者・受注者協議の上、決定するものとする。

第四章 土地評価更新（令和9年度業務）

(概要)

第45条 本章は、松島町で現在保有する、土地評価（路線価等）データを見直し修正するものである。なお、本章における作業内容は、令和9年度業務とする。

(作業数量)【令和9年度】

第46条 本章における作業区域は、以下に示すとおりとする。

・土地評価更新対象区域 松島町全域

(作業項目)【令和9年度】

第47条 本章の作業項目は、以下に示すとおりとする。

土地評価更新

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集・整理
- (3) 現行土地評価状況調査及び解析
- (4) 用途地区・状況類似地域設定見直し／路線価
- (5) 標準宅地選定・見直し／路線価
- (6) 状況類似地区設定見直し／その他
- (7) 標準宅地選定・見直し／その他

- (8) 路線価等時点修正
- (9) 公開用資料及び公開用データの作成

(土地評価更新計画準備)【令和9年度】

第48条 土地評価(路線価等)更新を行う為に必要な、工程計画等、実施にあたっての準備を行うものとする。また、後続の作業にも影響が発生しないよう配慮するものとする。

(資料収集・整理)【令和9年度】

第49条 資料収集・整理は、本業務に必要な資料を収集するとともに点検・整理を行うものとする。本業務に必要な資料は、以下に示すものとする。

- (1) 宅地評価資料(過去からの図面及び各種データ)
- (2) 都市計画図及び都市計画用途地域図
- (3) 下水道台帳図
- (4) 土砂災害危険箇所(土石流・急傾斜区域指定データ)
- (5) 航空写真図及び画像データ
- (6) 道路台帳現況図
- (7) 認定道路網図
- (8) 位置指定道路等位置図
- (9) 相続税評価に関する資料
- (10) 不動産鑑定評価書
- (11) 松島町事務取扱要領
- (12) その他評価基準
- (13) 課税マスタ(土地・家屋・宛名・各種コード表等)
- (14) 単価マスタデータ
- (15) その他必要な資料

2. 個人情報を含むデータの授受については、L G W A N回線を利用したデータファイル転送を利用することとし、人力による運搬及びインターネット回線を利用しない手法を適用し、「情報セキュリティポリシーの遵守」、「個人情報の保護」に努めるものとする。

(現行土地評価状況調査及び解析)【令和9年度】

第50条 固定資産評価額に直接影響を及ぼす土地価格比準表の適用区分や適用区域の妥当性、価格形成要因項目の妥当性、再建築不可道路の比準率の妥当性、懸案となっている地区の路線価バランスの妥当性、所要の補正の適否等を中心に、現在の問題点を抽出し、解析を行なうものとする。

2. 具体的には、令和9年課税用の路線価を用いて定量的・定性的な分析を実施し、現在の発注者所管のデータベースにおいて解析が可能な範囲で、G I Sを駆使して路線価の価格バランスに関する検証図及び、状況類似地域内の価格差に関する検証図等を中心とした現状を客観的に把握するための図面資料を作成し、解析結果とともに発注者へ提出するものと

する。

(用途地区・状況類似地域設定見直し／路線価)【令和9年度】

- 第51条 前条の解析結果から用途地区・状況類似地域の設定、土地価格比準表適用区分をはじめとした土地評価データ見直しのための指標を抽出し、発注者に報告するとともに、作業工程に沿って業務遂行のためのポイントを明確にするものとする。
2. 用途地区・状況類似地域の見直しにあたっては、前条の現状解析を一次検証と位置付け、価格帯及び地域要因を中心とした価格形成要因でグルーピングした結果が、現状の地区区分が適切に反映されているかどうかを確認するものとする。
 3. 現状解析の結果と現状の区分界が一致しない地区については、二次検証必要箇所として取りまとめ、発注者に報告するものとする。
 4. 一次検証で抽出された再確認必要箇所及び、繁華性が土地価格に大きく影響する商業地区、用途の多様性の確認が必要となる併用住宅地区等については、二次検証とし、最終判断は原則として現地にて行うものとする。
 5. 現地での確認調査により、見直しが必要と判断された箇所については、見直しの結果と変更理由を明示した資料を作成して発注者の承認を得るものとし、発注者の承認後、用途地区と価格形成要因の関係を整理した区分基準を取りまとめるものとする。
 6. 見直し調査により、修正する用途地区・状況類似地域区分については、GISによって入力するものとする。入力にあたっては、発注者にて運用している固定資産管理システムに準拠したデータベースを作成するものとし、入力状況の検証を経て後続業務に活用するものとする。

(標準宅地選定・見直し／路線価)【令和9年度】

- 第52条 標準宅地の選定基準については、価格形成要因との関係、画地条件との関係を整理した具体的基準として取りまとめるものとする。
2. 標準宅地の見直し調査にあたっては、それぞれの標準宅地が当該状況類似地域において「主要な街路としての条件」、「標準的な宅地としての条件」を満たしているかの項目について、取得する価格形成要因及び、課税に用いている画地条件を中心とした客観的データを用いて、GISによる検証を実施して妥当性を確認するものとする。
 3. 上記検証の結果、標準宅地としての条件を十分に満たしていないと判断された標準宅地については再選定必要箇所として取りまとめ、発注者に報告するとともに、再選定を行うものとする。
 4. 標準宅地の選定・見直しにより修正の必要が生じた標準宅地については、現行の固定資産税情報データベースに追加・修正入力し、管理・活用を行うものとする。
 5. 前条までに決定した標準宅地について、標準宅地番号、固定資産用途地区、公示・県地価調査地、所在地番、所有者名、合計地積、間口長、奥行長等の標準宅地一覧表として取りまとめ、発注者に提出・承認を受けるものとする。

(状況類似地区設定見直し／その他)【令和9年度】

- 第53条 第48条で実施した現状解析結果を参考に価格形成要因との関連性を中心とした地域の状況と、コミュニティの形成状況を参考にして状況類似地区の見直しを行うものとする。その際、統一した基準によって区分されていることが重要な条件となるので、基準とかい離する地区が存在しないように充分配慮するものとする。
2. 見直し調査の結果、修正を加えたほうが望ましいと判断される地区については地区区分案を作成し、現地での確認調査を経て発注者に報告するものとする。
 3. 見直し調査により、修正が必要とされる状況類似地区については、GISによって入力するものとする。入力にあたっては、発注者にて運用している固定資産管理システムに準拠したデータベースを作成するものとし、入力状況の検証を経て後続業務に活用するものとする。

(標準宅地選定・見直し／その他)【令和9年度】

- 第54条 標準宅地選定・見直しは、その他の宅地評価法適用区域のそれぞれの標準宅地が当該状況類似地区を代表する標準的な宅地としての条件を満たしているかどうかについて、標準宅地の選定基準をもとに検証するものとする。
2. 検証の結果、標準宅地としての条件を十分に満たしていないと判断された標準宅地については再選定必要箇所として取りまとめ、再選定結果を含めて発注者に報告するものとする。
 3. 再選定した標準宅地については、現地調査を実施し、最終確認を行うものとする。
 4. 標準宅地の選定・見直しにより修正の必要が生じた標準宅地については、現行の固定資産税情報データベースに追加・修正入力し、管理・活用を行うものとする。
 5. 前条までに決定した標準宅地について、標準宅地番号、固定資産用途地区、公示・県地価調査地、所在地番、所有者名、合計地積、間口長、奥行長等の標準宅地一覧表として取りまとめ、発注者に提出・承認を受けるものとする。

(路線価等時点修正)【令和9年度】

- 第55条 路線価等時点修正は、不動産鑑定士が決定した時点修正率について、標準宅地価格や路線価に適用させ、価格の検証を行うものとする。
- 具体的には次のとおり行うものとする。
- (1) 隣接する状況類似地域や路線間の価格バランスの検証
 - (2) 時点修正率適用区域界や幹線型状況類似地域とそれに隣接する状況類似地域界の路線価のバランス等の検証
2. 時点修正後の路線価は、発注者が決定するものとする。また、決定した路線価を基に、時点修正路線価一覧表を作成するものとする。

(公開用資料及び公開用データの作成)【令和9年度】

- 第56条 公開用資料及び公開用データの作成は、納税者閲覧用の公開用路線価図・公開用その他宅地評点付設図及び公開用表示台帳にまとめるものとする。また、(一財)資産評価システム研究センターが行う路線価等の全国集約化事業用に提供するデータ(Shapeファイル形式)

についても作成するものとする。

なお、詳細な仕様については、発注者・受注者協議のうえ決定するものとする。

第五章 土地評価更新（令和１０年度業務）

（概要）

第５７条 本章は、松島町で現在保有する、土地評価（路線価等）データを見直し修正するものである。なお、本章における作業内容は、令和１０年度業務とする。

（作業数量）【令和１０年度】

第５８条 本章における作業区域は、以下に示すとおりとする。

- ・土地評価更新対象区域 松島町全域

（作業項目）【令和１０年度】

第５９条 本章の作業項目は、以下に示すとおりとする。

- １．土地評価更新
 - （１）標準宅地選定・見直し／路線価・その他
 - （２）路線設定見直し及びデータ入力
 - （３）価格形成要因調査／路線価
 - （４）路線価等時点修正
 - （５）公開用資料及び公開用データの作成

（標準宅地選定・見直し／路線価・その他）【令和１０年度】

第６０条 令和９年度の標準宅地見直し結果を基に、不動産鑑定士の意見を参考にしながら、令和１２年評価替え向けの標準宅地を決定し、鑑定評価用各種資料を作成するものとする。

２．鑑定評価用標準宅地一覧表の作成

鑑定評価用標準宅地一覧表は、選定した標準宅地の標準宅地番号、固定資産用途地区、公示・県地価調査地、所在地番、所有者名、合計面積及び地番図図面番号等を表示し作成するものとする。

３．鑑定評価用標準宅地位置図の作成

鑑定評価用標準宅地位置図は、選定した標準宅地の位置を表示し作成するものとする。また、位置図に表示する項目は、標準宅地の位置及び標準宅地番号とする。

（路線設定見直し及びデータ入力）【令和１０年度】

第６１条 路線設定見直し及びデータ入力は、既存の市街地宅地評価法適用区域内における、令和９年度評価替えに設定した路線形状について、用途地区・状況類似地域区分の変更、現行路線

価のバランス、現況の経年変化を考慮して、従来設定されていた路線の再設定を行うものである。

2. 路線の設定にあたっては、発注者・受注者協議の上、路線価を付設すべき街路の基準を明確にし、その基準に沿って最新の地番図、航空写真図や住宅地図等を参照し、路線価を付設すべき街路を確認するものとする。
3. 各路線の区切りについては、交差点、状況類似地域界、橋梁、トンネル、踏切等では、原則として路線を区切るものとする。
4. 用途地区境界上の街路や、街路の両側で価格差が大きくなると見込まれる街路等については、基準を明確にしたうえで二重路線を設定するものとする。
5. 国税庁で管理する相続税路線価図と固定資産路線価図の比較検証を行い、路線区分の変更箇所を抽出するものとする。
6. 令和9年度路線価より令和12年評価替えに向けて見直しを行った路線価の番号を抽出するものとする。抽出した番号はデータ化し、新旧路線対照表としてまとめるものとする。また、新旧路線価番号の変更状況がわかるよう、次項の路線価（路線形状）付設図に反映するものとする。
7. 路線価（路線形状）付設図は、路線設定の検証を目的として、前項までに調査及び入力されたデータを使用し、図面の作成を行うものとする。

（価格形成要因調査／路線価）【令和10年度】

第62条 価格形成要因調査は、全路線を対象として、「調査基準」を基に行うものとする。また、調査した各種価格形成要因を整理し、データベース化を図るものとする。

2. 調査は、既存の価格形成要因を整理した一覧表等に基づき次の項目について、実施するものとする。

（1）街路条件

道路種別、街路の幅員、歩道、舗装、街路の配置、系統・連続性、規制状況等

（2）交通接近条件

最寄駅、最寄バス停、商業中心、大型店舗、幹線街路、教育施設、文化厚生施設等

（3）環境条件

土地利用状況、建物用途状況、商業地形成熟度、市街地形成熟度、供給処理施設、嫌悪施設・騒音等

（4）行政的条件

都市計画用途地域、容積率、その他の法規制等

3. 価格形成要因調査用一覧表は、価格形成要因基準書の調査項目に基づき整理した一覧表に令和9年評価替えで使用した価格形成要因データを反映し、一覧表を作成するものとする。
4. 価格形成要因調査は、原則としてGISを活用して系統的に情報を取得するものとするが、街路条件調査については、道路台帳図データ及び航空写真オルソデータ、又は発注者より受領する変更指示書等により、経年変化箇所を抽出し、変更箇所を現地調査により条件

取得するものとする。

5. 価格形成要因一覧表は、調査後の価格形成要因について整理し、作成するものとする。

(路線価等時点修正)【令和10年度】

第63条 路線価等時点修正は、不動産鑑定士が決定した時点修正率について、標準宅地価格や路線価に適用させ、価格の検証を行うものとする。

具体的には次のとおり行うものとする。

(1) 隣接する状況類似地域や路線間の価格バランスの検証

(2) 時点修正率適用区域界や幹線型状況類似地域とそれに隣接する状況類似地域界の路線価のバランス等の検証

2. 時点修正後の路線価は、発注者が決定するものとする。また、決定した路線価を基に、時点修正路線価一覧表を作成するものとする。

(公開用資料及び公開用データの作成)【令和10年度】

第64条 公開用資料及び公開用データの作成は、納税者閲覧用の公開用路線価図・公開用その他宅地評点付設図及び公開用表示台帳にまとめるものとする。また、(一財)資産評価システム研究センターが行う路線価等の全国集約化事業用に提供するデータ(Shapeファイル形式)についても作成するものとする。

なお、詳細な仕様については、発注者・受注者協議のうえ決定するものとする。

第六章 土地評価更新(令和11年度業務)

(概要)

第65条 本章は、松島町で現在保有する、土地評価(路線価等)データを見直し修正するものである。なお、本章における作業内容は、令和11年度業務とする。

(作業数量)【令和11年度】

第66条 本章における作業区域は、以下に示すとおりとする。

・土地評価更新対象区域 松島町全域

(作業項目)【令和11年度】

第67条 本章の作業項目は、以下に示すとおりとする。

1. 土地評価更新

(1) 土地価格比準表：価格分析

(2) 土地価格比準表：比準表作成

(3) 路線価算出及び検証

(4) 路線価等時点修正

(5) 公開用資料及び公開用データの作成

(土地価格比準表見直し：価格分析)【令和11年度】

第68条 土地価格比準表の作成にあたっては、令和11年度課税用路線価と第60条において取得した価格形成要因を用いて予備分析を行い、現状の問題点を洗い出すことから始めるものとする。

2. 分析結果から抽出された問題点は発注者に報告するとともに、比準表作成にあたっての参考資料として活用するものとする。
3. 発注者より提供される標準宅地鑑定価格と、第60条において取得した価格形成要因を用いて多変量解析手法（単回帰分析、重回帰分析、数量化理論第Ⅰ類等）により相関係数が統計学的に証明できるまで解析作業を行い、価格形成要因項目の選択及びカテゴリーウェイトを算出するものとする。

(土地価格比準表見直し：比準表作成)【令和11年度】

第69条 前条で作成した地価評価モデル式、現在の土地価格比準表、時点修正率の適用区域等の資料をもとに、「タイプ区分」、「適用区域」、「比準要因項目」及び「比準率」について精査し、路線価を算出するための土地価格比準表を作成するものとする。

2. 最終的な土地価格比準表は、発注者の承認を得て決定するものとする。

(路線価算出及び検証)【令和11年度】

第70条 路線価算出及び検証は、土地価格比準表と街路ごとの価格形成要因データを用いて、状況類似地域ごとに主要な街路を比準元とし、その他の街路を比準先として、各路線の価格を計算により求めるものとする。また、算出した路線価については、前基準年度の路線価や相続税路線価等と比較・検証するものとする。

(1) 路線価検証一覧表の作成

路線価検証一覧表は、計算後の路線価について路線価検証一覧表として取りまとめ作成するものとする。

(2) 路線価検証図の作成

路線価検証図は、計算後の路線価を表示し、作成するものとする。

なお、詳細な表示項目及び縮尺については、発注者と協議し決定するものとする。

(3) 路線価の検証

路線価の検証は、計算された路線価について、路線価検証一覧表及び路線価検証図等により、前年価格及び状況類似地域間や近隣市町村との較差、並びに同一状況類似地域内での均衡等を考慮して路線ごとに点検・調整を行うものとする。

(4) 相続税路線価との対比

相続税路線価との対比は、計算された路線価を相続税路線価と対比し、整合性について確認を行うものとする。

(5) 路線価の合同検証

路線価の合同検証は、算出後の路線価について、発注者・受注者合同で行い、最終的な路線価を決定するものとする。

(路線価等時点修正)【令和11年度】

第71条 路線価等時点修正は、不動産鑑定士が決定した時点修正率について、標準宅地価格や路線価に適用させ、価格の検証を行うものとする。

具体的には次のとおり行うものとする。

(1) 隣接する状況類似地域や路線間の価格バランスの検証

(2) 時点修正率適用区域界や幹線型状況類似地域とそれに隣接する状況類似地域界の路線価のバランス等の検証

2. 時点修正後の路線価は、発注者が決定するものとする。また、決定した路線価を基に、時点修正路線価一覧表を作成するものとする。

(公開用資料及び公開用データの作成)【令和11年度】

第72条 公開用資料及び公開用データの作成は、納税者閲覧用の公開用路線価図・公開用その他宅地評点付設図及び公開用表示台帳にまとめるものとする。また、(一財)資産評価システム研究センターが行う路線価等の全国集約化事業用に提供するデータ(Shapeファイル形式)についても作成するものとする。

なお、詳細な仕様については、発注者・受注者協議のうえ決定するものとする。

第七章 土砂災害警戒区域調査(令和10年度業務)

(計画準備)【令和10年度】

第73条 本作業は、松島町内に設定されている土砂災害等危険箇所にある筆を抽出し、該当筆に対する課税評価を検討することを目的とする。

業務の目的を十分考慮し、合理的かつ正確に作業を実施するために必要な各工程の検討を行い、実施計画を立てるものとする。

(資料収集・整理)【令和10年度】

第74条 本作業に必要な資料を発注者より収集するものとする。収集する資料は以下を想定するが、詳細は発注者と協議の上決定することとする。

(1) 松島町都市計画基本図(S=1/2,500) デジタルデータ(Shapeファイル形式)

(2) 宮城県指定土砂災害危険箇所図 アナログ図面

(3) 宮城県指定土砂災害指定区域データ デジタルデータ(Shapeファイル形式)

2. 個人情報を含むデータの授受については、L G W A N回線を利用したデータファイル転送を利用することとし、人力による運搬及びインターネット回線を利用しない手法を適用し、「情報セキュリティポリシーの遵守」、「個人情報の保護」に努めるものとする。

（土砂災害（特別）警戒区域データ更新）【令和１０年度】

第７５条 受注者は、宮城県砂防総合情報システムから土砂災害（特別）警戒区域データをダウンロードし、次条で作成する土砂災害（特別）警戒区域筆抽出リストに用いるためのデータを作成するものとする。なお、作成した下記データについて、固定資産管理システムを更新するものとする。

- （１）土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
- （２）土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

（土砂災害（特別）警戒区域筆抽出リスト作成）【令和１０年度】

第７６条 前条にて作成した区域データと、本業務にて更新される地番図データをＧＩＳでオーバーレイ処理（空間データによる重ね合わせ処理）を行い、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）もしくは土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に重なる筆及び面積割合を抽出し、リストとしてまとめるものとする。

抽出された土地は、建築物の構造規制や特定の開発行為に対する制限等が発生する可能性があることから、その影響を考慮し、固定資産税を算出するもととなる固定資産税の評価額に対して補正評価を実施するか、発注者と協議し、協議の結果を基に発注者にて運用している評価要領の見直しを行うとともに、見直しした評価要領に従い補正評価の対象となる土地及びその補正率を一覧として取りまとめるものとする。

第八章 固定資産管理システム更新等（令和９・１０・１１年度業務）

（概要）

第７７条 本章では、発注者にて現在運用中である LGWAN-ASP 形態の固定資産管理システム（PasCAL for LGWAN 固定資産）（同時接続５ライセンス）にて固定資産税の課税客体を的確かつ効率的に把握するため、本業務において更新した各種地図データを、固定資産管理システムにセットアップすること、また固定資産管理システムと連携機能を有する家屋評価システムの運用サポートを行うことを目的とするものである。なお、本章における作業対象データは、令和９・１０・１１年度業務において作成及び更新されたものを対象とする。

（作業項目）【令和９・１０・１１年度】

第７８条 本章における作業項目は、以下に示すとおりとする。

- （１）データ変換
- （２）データセットアップ
- （３）操作方法支援
- （４）固定資産管理システム保守
- （５）家屋評価システムサポート

(データ変換)【令和9・10・11年度】

第79条 システムを動作させるために各種地図データ作成やシステム環境調整、データベース作成・加工や権限等の設定を行い、システム上で稼働するためデータ変換を実施するものとする。

2. 固定資産管理システムの各種要件に従い、データ論理チェックを行うものとする。チェックにより発見された誤変換箇所については、修正を行うものとする。

3. なお、委託期間中において障害時の迅速な対応が図れるよう発注者と同様のシステム環境を構築するものとするが、細部については発注者との協議により決定するものとする。

(データセットアップ)【令和9・10・11年度】

第80条 受注者は、データチェック及び修正作業終了後に、固定資産管理システムへデータセットアップを行うものとする。セットアップするデータは、以下のとおりとする。

- (1) 地番図データ
- (2) 土地課税マスタ
- (3) 家屋図データ
- (4) 家屋課税マスタ
- (5) 画地図データ
- (6) 用途地区・状況類似地域データ
- (7) 標準宅地データ
- (8) 路線データ
- (9) 航空写真データ
- (10) 土砂災害（特別）警戒区域データ
- (11) その他発注者の指示するデータ

(操作方法支援)【令和9・10・11年度】

第81条 データセットアップ時に、担当職員を対象とする操作方法の講習及び技術説明を行うものとする。説明内容・日程については、発注者・受注者協議の上、決定するものとする。

(システム保守対応)【令和9・10・11年度】

第82条 受注者は、固定資産管理システムGISソフトウェア保守対応を行い、発注者の担当職員が円滑にシステムを利用できるよう努めるものとする。

(家屋評価システムサポート)

第83条 発注者にて現在運用中である LGWAN-ASP 形態の家屋評価システム (Hyoca-Z for LGWAN) (同時接続2ライセンス) を円滑に使用できるよう、支援対応受付窓口として、操作方法・障害受付などのシステムサポートを行うものとする。なお、家屋評価システムで作成した家屋ポリゴンデータを固定資産管理システムに取り込むことができる連携機能は維持するものとする。

のとし、職員の事務作業軽減に向けたシステム運用体制をサポートするものとする。

(1) 全般

- ① 支援サポート体制について、予め連絡先及び担当者を明示すること。体制に変更があった場合は速やかに通知すること。

(2) 障害時対応

- ① 障害個所が不明な場合または発注者担当職員での対応が不可能な場合、即座に適切な技術者にて対応すること。
- ② 障害に対する復旧作業については、業務に支障がないよう迅速に行うこと。
- ③ 障害復旧は、障害対応を行ったうえでの障害直前の正常状態への原状回復を原則とする。

(3) 報告の義務

受注者は、支援状況について作業の都度、結果を作業報告書により発注者へ報告する。

(4) 法改正・制度改正に基づくシステム変更やバージョンアップ

法改正・制度改正に基づくシステム変更やバージョンアップについては迅速に契約内対応を行うこと。

第十章 成 果 品

(成果品)

第84条 本業務における成果品は、以下に示すとおりとする。

1. 令和9年度成果品

(1) 地番図・家屋図・画地図データ (※1)	一式
(2) 用途地区・状況類似地域・標準宅地位置図	一式
(3) 標準宅地一覧表	一式
(4) 時点修正路線価一覧表	一式
(5) 公開用路線価図	一式
(6) 公開用その他宅地評点付設図	一式
(7) 公開用表示台帳	一式
(8) 「路線価等の全国集約化事業」提供データ	一式
(9) 画地条件計測図	一式
(10) 画地条件計測一覧表	一式
(11) 公開用地番図	一式
(12) 公開用家屋図	一式

2. 令和10年度成果品

(1) 地番図・家屋図・画地図データ (※1)	一式
(2) 価格形成要因一覧表	一式
(3) 時点修正路線価一覧表	一式

(4) 公開用路線価図	一式
(5) 公開用その他宅地評点付設図	一式
(6) 公開用表示台帳	一式
(7) 「路線価等の全国集約化事業」提供データ	一式
(8) 画地条件計測図	一式
(9) 画地条件計測一覧表	一式
(10) 公開用地番図	一式
(11) 公開用家屋図	一式
(12) 土砂災害（特別）警戒区域データ（※1）	一式
(13) 土砂災害（特別）警戒区域筆抽出リスト	一式

3. 令和11年度成果品

(1) 地番図・家屋図・画地図データ（※1）	一式
(2) 用途地区・状況類似地域区分データ（※1）	一式
(3) 標準宅地データ（※1）	一式
(4) 路線データ（※1）	一式
(5) 土地価格比準表	一式
(6) 路線価算定調書	一式
(7) 時点修正路線価一覧表	一式
(8) 公開用路線価図	一式
(9) 公開用その他宅地評点付設図	一式
(10) 公開用表示台帳	一式
(11) 「路線価等の全国集約化事業」提供データ	一式
(12) 土地経年異動判読調査リスト	一式
(13) 土地経年異動判読調査図（※1）	一式
(14) 家屋経年異動判読調査リスト	一式
(15) 家屋経年異動判読調査図（※1）	一式
(16) 画地見直し用図面	一式
(17) 画地条件計測図	一式
(18) 画地条件計測一覧表	一式
(19) 画地検証図（※1）	一式
(20) 公開用地番図	一式
(21) 公開用家屋図	一式

（※1）…固定資産管理システムへ格納とする。